

鳥取県立米子西高等学校問題行動等に対する生徒指導規程

1 生徒指導の目的

生徒指導が一人一人の生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動であることに鑑み、全ての生徒にとって個々の人格のよりよき発達と学校生活が有意義なものとなるよう適切な生徒指導を行うものとする。

2 生徒指導の基本方針

- (1) 学級担任、学級副担任、教科担任、部活動顧問など全教職員と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を行う。
- (2) 学級担任を中心として日頃から学校の教育観念・教育目標や指導方針等について生徒、保護者へ説明するとともに、生徒の状況等について保護者に連絡し理解を得る。
- (3) 生徒に対し、懲戒または教育的指導の措置をとるときは、「生徒指導等に関するガイドライン改訂版」（平成28年3月23日付第201500186609号教育長通知）に定められた指針等に留意しながら、生徒の内省を促し、効果的なものとなるように行う。

3 基本的生活習慣に関する生徒指導

(1) 頭髪

ア 基本事項

- ①見苦しく、不快、不潔感を与えないものとする。
- ②そのまま面接試験等に対応できる頭髪とする。

イ 頭髪の色・加工等の禁止事項

頭髪は、染色・脱色・パーマ・カール・エクステンション等の加工は禁止とする。

(2) 服装等

ア 基本事項

- ①登校時及び校内では、制服を着用すること。休業日に部活動で登校する際は、原則、制服を着用すること。
- ②スカート着用時の丈は、裾が膝頭にかかるものとする。また、ソックスは白・黒・紺色でワンポイントまでとする。ただし、黒色ストッキング着用の場合のみ、黒色でワンポイントまでとする。
- ③ズボン着用時のソックスは、白・黒・紺・茶・灰色の単色でワンポイントまでとする。
- ④冬服着用期間は、制服、ズボン、スカートを着用し、ネクタイ・校章をきちんとつける。
移行期間（5月1日～5月31日・10月1日～10月31日）
- ⑤夏服着用期間中のカットシャツについては、校章をつけズボンの外に出さない。
- ⑥カーディガンを着用する場合は、学校内では指定の紺色（校章入り）以外は禁止とする。
- ⑦天候によっては、登下校時に防寒着（色・デザインが派手なものは禁止）を着用しても良い。
- ⑧異装が必要な場合は、担任に異装許可願を提出し、許可を得る。

イ 禁止事項

- ①ズボンの裾を引きずらない。また、裾を折ったりしない。学生服のボタンはきちんと止める。
- ②スカートを腰部で折り曲げたり、ベルトで止めることは認めない。
- ③ピアス類（透明なものも含め）指輪、ネックレス等のアクセサリーの着用は禁止する。
- ④化粧（色つきリップも含む）並びにマニキュア等は認めない。
- ⑤靴以外の履き物で登校することを禁止する。ただし、雨天時等については長靴・ブーツ等の使用を認める。
- ⑥ひざかけについては、原則教室内においてのみ使用を認める。ただし、考査時については使用禁止とする。

(3) 頭髪・服装の指導等

- ①毎月、全学年服装確認を実施する。
- ②頭髪、ピアスで違反があった場合は、別日に再指導を実施し改善させる。
- ③再指導で改善が見られない場合は保護者に連絡の上、改善するよう指導する。

(4) 遅刻指導

ア 8時30分のチャイムが鳴り始まる前に所属の教室内にいない場合、遅刻とする。

- ① 8時 30 分以降に登校したものは、「遅刻届」を所定の場所から取り、担任（担任不在の場合は該当学年の教員）に提出確認後、教務室の生徒部教員に提出し指導を受ける。また、授業開始後に登校したものについても同様の手続きを行う。手続きについては、昼休憩終了までに完了する。午後から登校したものについては、同様の手続きを放課後までに完了する。
- ② 学期内に4回に達した場合は、加えて進路指導部、5回以上の場合は、加えて副校長又は教頭にも指導を受ける。
- ③ 生徒部確認（遅刻確認簿と照らし合わせ、遅刻した生徒が全ての指導を受けたか確認する。未提出の場合は、担任に報告して提出するように指導する。）
- ④ 遅刻したにもかかわらず、遅刻届が提出されなかった場合、副校長又は教頭の説諭を受ける。

イ 遅刻者は、下記のとおり「遅刻届」による指導を受ける。

遅刻 1 ～ 3 回目／学期	「遅刻届」を用いて指導
遅刻 4 回目／学期	「遅刻届」を用いて指導
遅刻 5 回目／学期	「遅刻届」と保護者あて文書を用いて指導した上で、「担任が保護者に連絡を入れ注意」

ウ 通院などの疾病による遅刻は、同様の手続きによるが、回数の通算は行わない。

エ その他、特別の事情等によるものについては、遅刻指導の対象としない。

(5) スマートフォン・携帯電話等の使用

ア 基本事項

校舎内での使用は禁止する。校舎内では電源を切り、鞆の中に入れておく。ただし、緊急の場合等、担当教員の許可を得ることにより使用することができる。

イ 指導対応の流れ（違反した場合）

1 回目	生徒部注意、生徒部が預かり、その日の放課後返却
2 回目	生徒部嚴重注意、原則学校への1週間持ち込み禁止。保護者で保管。
3 回目	生徒部による指導。原則学校への持ち込み禁止。保護者と協議の上対応する。

※違反の場合は1回目から、誓約書を生徒・保護者で署名し生徒部に提出する。

(6) 外出等

- ① 無断外泊は禁止する。やむを得ない外泊については、保護者間で連絡を取り合い双方合意の上で外泊するものとする。
- ② 午後 10 時以降の外出は禁止とする。やむを得ず午後 10 時以降に外出する場合は、保護者同伴とする。（午後 11 時以降は「深夜徘徊」として警察等の指導対象となる。）
- ③ 風俗営業・パチンコ店・場外馬券場への出入りは禁止する。
- ④ カラオケボックスへの入場は保護者同伴に限る。

(7) その他

- ① 貴重品については、不要な現金等持ってこない。持ってきた場合については、個人で管理し、管理できない場合については担任等に預け、貴重品袋を使用する。
- ② 音楽プレーヤー類・雑誌・漫画等、学業に不要なものは持参しない。

4 アルバイトに関する生徒指導

ア 基本事項

アルバイトは原則禁止とする。ただし、やむを得ず必要とするもので以下の許可条件を満たしている場合、生活指導委員会で判断し決定する。

イ アルバイト許可条件

- ① 保護者からやむを得ない理由（経済的理由等）による要請があること。
- ② 長期休業中であり、かつ長期休業全期間にわたらないこと。（長期休業中に限定、休業期間の1／2以内）
- ③ 風俗営業やアルコールを扱い接客するような職種でないこと。
- ④ 1日の労働時間は8時間以内とし、夜間の仕事（19時まで）でないこと。
- ⑤ 雇用主との協約書がとれること。
- ⑥ 学業成績が不良でなく、学校生活も問題行動等がないこと。

ウ 無断アルバイトに対する指導

- ① 学校の許可を受けずにアルバイトをした場合、生活指導委員会で指導措置を決定する。

5 交通安全に関する生徒指導

(1) 自転車関係

ア 基本事項

- ①自転車を運転する場合は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）並びに鳥取県道路交通法施行細則（昭和 35 年鳥取県公安委員会規則第 8 号）を遵守すること。
- ②自転車損害賠償保険等の加入や乗車用ヘルメットをかぶるなど、安全対策に努めること。（鳥取県支え合い交通安全条例）
- ③自転車通学を希望する生徒は、必ず「自転車通学許可願」を提出した上で、購入したステッカーを自転車に添付するものとする。（米子駅からの自転車通学者は米子駅地下駐輪場と契約した上で通学許可願を提出する。）
- ④就将小学校・湊山中学校横を通っての登下校は禁止である。

イ 自転車に関する主なルール

留 意 点	・車道の左側端通行が原則（歩道や進路左側の路側帯の通行は例外） ・一時停止標識のある交差点では一時停止
禁 止 事 項	・無灯火、並進、傘差し、ヘッドフォン・イヤホン等の使用 ・自転車運転中のスマートフォン・携帯電話の使用、二人乗り、信号無視 ・有効なブレーキや警笛器（ベル）を備えていない自転車の使用

ウ その他

- ①車での送迎の際は、決められたルート、時間を守ること。
- ②登校時、特定小型原動機付自転車（電動キックボード）の使用は禁止とする。

(2) 運転免許取得について

ア 基本事項

普通乗用自動車運転免許、並びに原付二輪免許取得については原則認めない。

イ 許可条件

3 年時の就職内定者等で就職するに際して運転免許が必要なものについては、所定の申請書を提出の上で冬季休業中及び自由登校期間中に自動車教習所に通うことを許可する。ただし、運転免許の取得は卒業後とする。

6 問題行動に対する生徒指導

校則違反（テストにおける不正行為を含む。）や不良行為・犯罪行為（窃盗、暴力、わいせつ行為、いじめ等）等を問題行動とし、問題行動に対して必要な「懲戒」若しくは「教育的指導」を行うものとする。

(1) 懲戒

生徒の教育を受ける地位や権利に変動をもたらす懲戒として、退学と停学がある。（その他訓告もある。）

＜懲戒の要件（例）＞

退学	・校則違反、不良行為、犯罪行為等の問題行動及びその結果が極めて重大かつ深刻である場合又は停学等を複数回繰り返す場合で、教育的視点から生徒の立直りを期して指導を行っても改善の見込みがないと認められる場合 ・学力劣等で教育的視点から指導を行っても成業の見込みがないと認められる場合 ・教育的視点から生徒の立直りを期して指導を行っても正当の理由がなくて出席常でない場合
停学	・校則違反、不良行為等の問題行動を繰り返す場合 ・校則違反、不良行為等の問題行動及びその結果の重大性が認められる場合 ・校則違反、不良行為等の問題行動の重大性が認められ、自宅謹慎又は学校内謹慎では、教育的効果を期待できない場合

(2) 教育的指導

生徒の教育を受ける地位や権利に変動をもたらすような法的な効果を伴わない教育的指導として、自主退学、謹慎（自宅謹慎、学校内謹慎）、校長による説諭等がある。

＜教育的指導の要件（例）＞

自主退学		- 校則違反、不良行為、犯罪行為等の問題行動及びその結果が極めて重大かつ深刻である場合又は停学等を複数回繰り返す場合で、教育的視点から生徒の立直りを期して指導を行っても改善の見込みがないと認められる場合であって、生徒及び保護者等からの自主的な退学の申出があり、学校がこれを認める場合 - 学力劣等で教育的視点から指導を行っても成業の見込みがないと認められる場合であって、生徒及び保護者等からの自主的な退学の申出がある場合 - 教育的視点から生徒の立直りを期して指導を行っても正当の理由がなくて出席常でない場合であって、生徒及び保護者等からの自主的な退学の申出がある場合
謹慎	自宅 謹慎	校則違反、不良行為等の問題行動の重大性が認められ、該当の生徒及び保護者等の理解を得た上で生徒の自発的な反省を促すことを目的として行う場合
	学校内 謹慎	校則違反、不良行為等の問題行動の重大性が認められ、該当の生徒及び保護者等の理解を得た上で生徒の自発的な反省を促すことを目的として行う場合であって、自宅謹慎では教育的効果を期待できない場合
説諭		校則違反等の問題行動が認められ、生徒の自発的な反省を促すことを目的として行う場合

(3) 懲戒と教育的指導の関係

根拠法令 学校教育法第11条に該当	
学校教育法施行規則第26条第2項に該当	学校教育法施行規則第26条第2項に非該当
退学	自主退学
停学 (生徒指導要録に記載する)	自宅謹慎・学校内謹慎
訓告 (生徒指導要録に記載する)	説諭

懲戒処分

教育的指導

(4) 問題行動に対する、懲戒の標準的な量定等

問題行動に対する、懲戒の標準的な量定は、以下の表のとおりとする。なお、問題行動を行った生徒の反省状況や保護者の理解や協力、その他支援体制等に応じて教育的指導を行う場合には、下記の量定を参考にしながら、謹慎期間等を決定する。

問題行動	量定	問題行動	量定
窃盗・万引き	停学7日間程度	不正乗車	停学5日間程度
占有離脱物横領	停学3日間程度	テストにおける不正	停学5日間程度
暴力・暴言・威圧行為等 (対教員含む)	停学7日間程度	無断アルバイト	停学3日間程度
いじめ(インターネット 上のものを含む)	停学7日間程度	インターネット等不適切利用 (インターネット上のいじめを除く)	停学3日間程度
身体的接触を伴うわいせつ行為及び盗撮行為	停学7日間程度	飲酒・喫煙	停学3日間程度
わいせつな言動 (セクハラ行為)	停学5日間程度	運転免許無断取得	停学3日間程度
		器物破損	停学3日間程度

表は、あくまで代表的な問題行動に対する懲戒の標準的な量定を例示したものであり、過去の指導歴や、問題行動に至った動機、その態様（組織性があるか、継続性があるか等）、問題行動による被害等の結果の程度、他の生徒等への影響等によっては、退学を含め、上記量定を加重する場合がある。

上記量定において例示されていない問題行動については、上記の量定を参考にしながら、個別具体的に決定する。

附 則

この要項の３（４）については、令和２年２月３日から施行する。

その他については、令和２年４月１日より施行する。

この要項の３（２）ア②、イ④削除及び６（３）については令和３年７月２１日に改定。

この要項の３（２）イ③削除及び⑥追加については令和４年２月１５日に改定。

この要項の５（１）ウ②の追加については令和５年３月１５日に改定。